

## 海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて

海上貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 2 第 1 項ただし書（輸出申告又は輸入申告の時期）及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。）第 59 条の 3 第 1 項第 3 号（到着即時輸入申告扱い）の規定の適用を受ける海上貨物の取扱いについては、「海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日付蔵関第 801 号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 15 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知されたい。

## 記

## 1. 対象貨物

令第 59 条の 3 第 1 項第 3 号の規定による到着即時輸入申告扱い（以下「到着即時輸入申告扱い」という。）の適用を受ける海上貨物は、次の(1)又は(2)に掲げる貨物とする。

- (1) コンテナ詰めされた海上貨物であって、当該貨物が到着する開港の税関官署に海上貨物通関情報処理システム（以下「海上システム」という。）を使用して予備申告を行ったものであり、かつ、当該貨物の保税地域への搬入前に当該予備申告に係る審査区分が簡易審査扱い（区分 1）又は書類審査扱い（区分 2）とされ、その審査が終了しているもの
- (2) コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 257 号）第 2 条（コンテナの輸入又は輸出の手続）の規定に基づき、海上システムを使用して卸コンテナリストを提出することにより輸入申告があったものとみなされるコンテナ（以下「卸コンテナ」という。）

## 2. 輸入申告

## (1) 予備申告

イ．到着即時輸入申告扱いの適用を受けようとする貨物（以下「到着即時輸入申告扱い対象貨物」という。）に係る予備申告を行う場合は、当該予備申告を行う者（以下「通関業者等」という。）に、当該予備申告に先立ち、通達第 5 章第 1 節 1 - 1（輸入申告事項の登録）の規定に準じて予備申告に係る事項の登録を行わせるものとする。

ロ．到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告は、上記イにより予備申告に係る事項の登録を行った後に、通達第 5 章第 1 節 1 - 2（輸入申告）の規定に準じて、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告である旨の申告条件コード「U」を入力の上、送信することにより行わせるものとする。

なお、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告及び積荷目録の提出時期は、以下のとおりとする。

- (1) 到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告は、通達第 1 章第 3 節 3 - 1（積荷目録の提出）の規定による積荷目録が提出される前に行わせるものとする。

(ロ) 到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る積荷目録の提出は、海上システムに登録された入港予定日時後（入港予定年月日と積荷目録の提出日とが同一の日である場合には、船舶運航情報の入港予定日時後）に行わせるものとする。

(2) 本申告

イ．上記(1)に定めるところにより予備申告が行われている場合には、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る輸入申告は、当該貨物を積載した船舶の入港予定日時後、かつ、当該貨物の保税地域への搬入前に積荷目録が提出された時に自動的に行われる。

なお、税関の執務時間外に積荷目録の提出が行われた場合には、臨時開庁の承認を受けている場合を除き、税関の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われるので留意する。

ロ．次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する場合には、貨物が保税地域に搬入され、通達第2章第4節4-1(1)（輸入貨物の搬入手続）の規定による搬入確認が行われた時に自動的に輸入申告が行われる（予備申告申告条件コード：Zと同様の取扱いとなる。）ので留意する。

(イ) 積荷目録の提出が入港予定日時以前に行われた場合

(ロ) 予備申告に係る審査区分が書類審査扱い（区分2）となった場合で、積荷目録の提出前に審査終了入力が行われない場合

(ハ) 予備申告に係る審査区分が検査扱い（区分3）の場合

ハ．なお、上記ロ(イ)又は(ロ)の場合における到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る輸入申告は、積荷目録の提出以後に審査終了入力が行われており、入港予定日時後かつ保税地域への搬入前であれば、通関業者等が申告条件コード「H」を入力の上、送信することにより行われる。

(3) 輸入許可

イ．輸入申告の内容と積荷目録の内容とが一致した場合には、納付すべき関税及び内国消費税（地方消費税を含む。）（以下「関税等」という。）がない貨物、有税品であるが納税方式が口座振替方式である貨物又は直納方式であって納期限延長制度が適用されている貨物については輸入の許可が行われる。

また、直納方式であって納期限延長制度が適用されていない貨物については、関税等の納付が確認された後に輸入の許可が行われる。

ロ．輸入申告の内容と積荷目録の内容とが一致しない場合における輸入申告は、積荷目録の内容に誤りがある場合にあつては当該積荷目録の内容を訂正した上で、通達第5章第1節1-2の規定に準じて、申告条件コード「H」を入力の上、送信することにより行わせ、輸入申告の内容に誤りがある場合にあつては通達第2章第4節4-1(1)の規定による搬入確認後に、通達第5章第1節1-6（輸入申告の訂正）の規定に準じて輸入申告の内容を訂正し、申告条件コード「H」を入力の上、送信することにより行わせるものとする。

なお、輸入申告の内容の訂正が行われた場合には、再度、審査終了入力が必要となるので留意する。

3．卸コンテナリストの提出

(1) 卸コンテナ情報の登録

到着即時輸入申告扱いの適用を受けようとする卸コンテナに係るコンテナリスト（以下「卸コンテナリスト」という。）の提出に当たっては、当該卸コンテナリストの提出を行う者に、卸コンテナ情報登録（事項登録）業務により当該卸コンテナリストの提出に係る事項（以下「卸コンテナ情報」という。）の登録を行わせるとともに、卸コンテナ情報登録（提出）業務により到着即時輸入申告扱い対象貨物である旨の申告条件コード「U」を入力の上、登録を行わせるものとする。

(2) 卸コンテナリストの提出

イ．上記(1)に定めるところにより卸コンテナ情報の登録が行われた場合には、卸コンテナリストの提出は、到着即時輸入申告扱い対象貨物である卸コンテナを積載した船舶の入港後、かつ、当該卸コンテナの保税地域への搬入前に積荷目録の提出が行われ、卸コンテナ情報の内容と積荷目録の内容が一致した場合にシステムにより自動的に行われる。

なお、税関の執務時間外に積荷目録の提出が行われた場合には、臨時開庁の承認を受けている場合を除き、税関の翌開庁時に自動的に卸コンテナリストの提出が行われるので留意する。

ロ．次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合の卸コンテナリストの提出は、到着即時輸入申告扱い対象貨物である卸コンテナを積載した船舶の入港後、かつ、当該コンテナの保税地域への搬入前に、卸コンテナリストの提出を行う者が卸コンテナ情報登録(事項登録)業務及び卸コンテナ情報登録(提出)業務において卸コンテナ情報及び申告条件コード「T」を入力の上、送信することにより行わせるものとする。

(イ) 積荷目録の提出がされた後に卸コンテナリストを提出する場合

(ロ) 卸コンテナ情報の登録の内容と積荷目録の内容とが一致しなかった場合において、不一致となった卸コンテナについて、卸コンテナ情報の再登録又は積荷目録の内容の訂正をして卸コンテナリストの提出を行う場合

ハ．上記ロの場合において、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合には、通達第1章第3節3-6(卸コンテナリストの提出)に規定する卸コンテナリストの提出が必要となるので留意する。

(イ) 卸コンテナリストの提出の前に当該卸コンテナリストに係る卸コンテナが保税地域に搬入される場合

(ロ) 卸コンテナ情報の内容と積荷目録の内容とが一致しなかった場合において、不一致となった卸コンテナに係る卸コンテナ情報又は積荷目録の内容の訂正が行われる前に当該卸コンテナが保税地域に搬入される場合